

生駒市規則第 1 5 号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 1 8 年 5 月 3 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則（平成 1 3 年 6 月生駒市規則第
1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「4 3, 0 0 0 円」を「3 8, 0 0 0 円」に、「6 5, 0 0 0 円
」を「6 6, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の規定は、平成 1 8
年度以後の年度分の保育料及び入園料の減免について適用し、平成 1 7 年度分
までの保育料及び入園料の減免については、なお従前の例による。